

公立大学法人横浜市立大学職員任期規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 4 号
最近改正 平成 30 年 5 月 1 日 規程第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）において期間を定めた労働契約を締結する教員（以下「任期付教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期付教員の職、任期及び再任)

第 2 条 任期付教員の職、労働契約の期間（以下「任期」という。）及び就業規則第 12 条に規定する再任に関する事項は、別表 1 のとおりとする。ただし、別表 1 の規定にかかわらずプロジェクト等一定期間で終結する業務などに従事するために採用した教員については、任期を定めることができる。

(休職中の任期付教員の再任等)

第 3 条 前条に基づく任期の満了日に、就業規則第 19 条に基づき休職となっていた任期付教員は、理事長が特に認めた場合に限り、これを再任することができる。この場合の再任後の任期及び再任回数については、前条の規定を基本に、当該任期付教員の当該任期における休職となる前の期間、休職の事由、休職の必要な期間及び休職前の再任の回数を考慮し決定する。

(育児休業又は介護休業中の任期付教員の再任等)

第 4 条 第 2 条に基づく任期の満了日に、就業規則第 44 条第 1 項に基づき育児休業を取得している任期付教員は、育児休業が終了するまでの間は、これを再任することができる。この場合の再任後の任期及び再任回数については、第 2 条の規定を基本に、当該任期付教員の当該任期における育児休業となる前の期間、育児休業の期間及び休業前の再任の回数を考慮し決定する。

2 第 2 条に基づく任期の満了日に、就業規則第 44 条第 2 項に基づき介護休業を取得している任期付教員については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「育児休業」とあるのは「介護休業」に読み替えるものとする。

(昇任又は降任した場合の任期付教員の任期及び再任回数)

第 5 条 任期付教員が、当該任期の途中又は任期終了時において、就業規則第 14 条に基づく昇任又は就業規則第 15 条に基づく降任となった場合、当該任期付教員の昇任又は降任前の職位の任期の残りの期間の有無及び再任回数にかかわらず、第 2 条に基づく新たな職位での任期により労働契約を締結し、新たな再任回数が適用されるものとする。

(任期付教員の再任手続き)

第 6 条 第 2 条に定める再任にあたっては、教員人事委員会において当該任期付教員の当該任期期間中の業績等を審査（以下「再任審査」という。）する。

2 前項の再任審査は、原則として当該任期期間中の最終年度に、当該任期付教員からの申請に基づき行う。

3 任期付教員の再任にあたっては、第1項の規定による教員人事委員会の審査結果に基づき、学長から理事長に申し出る。ただし、学長が特に認めた場合は、教員人事委員会における審査の一部又は全部を省略することができる。

(任期付教員の再任審査部会の設置)

第7条 教員人事委員会は、再任審査について教員人事委員会部会に委任することができる。

2 委任を受けた教員人事委員会部会長は再任審査を教員人事委員会委員長に報告するものとする。

(任期付教員の再任審査)

第8条 再任審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、学長が特に認めた場合は、審査する事項の一部又は全部を省略することができる。

(1) 当該任期付教員からの申請書（次の任期に向けた取組計画等）

(2) 資格、学位又はこれと同等の知識・経験

(3) 任期期間中の業績

ア 教育活動に関する事項

イ 研究活動に関する事項

ウ 診療活動に関する事項

エ 地域貢献等の活動に関する事項

オ 本学の管理運営等の業務に関する事項

(4) 任期期間中のS D (Self-Development) 制度に基づく評価結果についての学長の意見

(5) 当該任期付教員が関係している組織の長の意見

(6) その他学長の指定する事項

(無期労働契約への転換)

第8条の2 5年任期の教員（但し、助教を除く）は、採用から5年目に審査を経て、無期労働契約転換権を取得する。3年任期の教員（但し、助教及び助手を除く）は、採用から通算5年目に審査を経て、無期労働契約転換権を取得する。

2 無期労働契約転換権の取得に関する審査については、別に定める。

第9条 削除

(任期付教員に係る規定の準用)

第10条 第3条から第8条までの規定は、大学専門職に準用する。ただし、第6条第3項及び第8条中、第3号のアからウまで並びに第4号を除く。

2 前項の規定により、第6条で読み替える専門職人事委員会における審査については、大学専門職のみの適用とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という）から施行し、施行日以後に採用される教員、施行日に公立大学法人横浜市立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成 17 年横浜市条例第 98 号。以下「条例」という。）に基づいて横浜市から法人に引き継がれた教員について適用する。
- 2 施行日前において、横浜市立大学の教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）により任用されていた教員の任期は、当該教員の旧規程に基づく任期の残りの期間にかかわらず、第 2 条に規定する任期とする。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 2 条別表 1 における再任に関する事項のうち、平成 19 年度以前（19 年度採用を含む）から本学に在籍する教員について、任期の最長任期年数を迎えて上位職へ昇任できない場合は、任期の始期が平成 17 年度の場合は 3 年間、平成 18 年度の場合は 2 年間、平成 19 年度の場合は 1 年間任期を延伸する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 19 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)

- 2 平成 22 年度以前に採用された教員（但し、助教及び助手を除く）は、平成 28 年 4 月 1 日より無期労働契約となる。
- 3 それ以降の採用者（但し、助教及び助手を除く）については、任期の最終年度を迎える年度（3 年任期の教員については、採用から 5 年目）に審査を行い、翌年度より無期労働契約となる。なお、平成 23 年度採用者（但し、助教及び助手を除く）については、平成 28 年度に審査を経て、無期労働契約となる。

附 則（平成 30 年規程第 42 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

職	助 手	助 教
任 期	3 年以内	※ ¹ 5 年以内（3 年以内）
再 任 に 関 す る 事 項	再任可 原則 1 回まで	再任可 原則 1 回まで
		任期が 3 年となる者については、任期年数の上限を 5 年任期の者と同様の扱いとなるようにする。最長 10 年までとする。

※ 1 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する者（博士の学位を有する者等）は 5 年以内、それ以外の者は 3 年以内とする。